

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第九十六条第四項、第二百二十七条第四項、第四百十条の六第四項、第四百四十五条第四項及び第四百五十五条の五第四項、指定介護老人福祉施設<small>の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）</small>第九条第四項及び第四十一条第四項、介護老人保健施設<small>の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）</small>第十一条第四項及び第四十二条第四項並びに指定介護療養型医療施設<small>の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）</small>第十二条第四項及び第四十二条第四項の規定に基づき、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。</p> <p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第九十六条第四項、第二百二十七条第四項、第四百十条の六第四項、第四百四十五条第四項及び第四百五十五条の五第四項、指定介護老人福祉施設<small>の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）</small>第九条第四項及び第四十一条第四項、介護老人保健施設<small>の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）</small>第十一条第四項及び第四十二条第四項並びに指定介護療養型医療施設<small>の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）</small>第十二条第四項及び第四十二条第四項の規定に基づき、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。</p> <p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所</p>

介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イハ 略

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注11、ロ(1)から(5)までの注10、ハ(1)から(3)までの注8及びニ(1)から(4)までの注5並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚

介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イハ 略

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)から(4)までの注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注10、イ(1)から(4)までの注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する

生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びに(1)から(3)までの注4に定める者(以下「従来型個室特例対象者」という。)が利用、入所又は入院するものは除く。) 室料及び光熱水費に相当する額

(ii) ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するものの光熱水費に相当する額

三  
ロ  
略

基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(4)までの注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)、(2)及び(3)の注4及びホ(1)及び(2)の注3に定める者(以下「従来型個室特例対象者」という。)が利用、入所又は入院するものは除く。) 室料及び光熱水費に相当する額

(ii) ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するものの光熱水費に相当する額

三  
ロ  
略